

# 別府商工会議所ニュース

ホームページアドレス <http://www.beppu-cci.or.jp/>

参加登録 無料

飲食店を 経営の みなさまへ

Go To Eat キャンペーン  
街に出よう! 食べま応援!!!

おおいた **味力** 食うぽん券  
OITA MIRYOKU COUPON

大分の「おいし」で にぎわいを!

大分クルメで 元気を届けよう!

**参加店舗 募集**

## 目次

- Go To Eat キャンペーン おおいた味力食うぽん券参加店舗募集 . . . . . 2・3
- GoToトラベル事業地域共通クーポンについて . . . . . 4・5
- 各種補助金・給付金・税務関係の個別相談会について . . . . . 6
- 令和3年度課税分 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における  
固定資産税・都市計画税の軽減について . . . . . 7
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の紹介 . . . . . 8
- ジョブカフェ相談会日程について . . . . . 8
- 無料相談会のお知らせ . . . . . 8
- メルマガ登録の案内 . . . . . 8

別府商工会議所

〒874-8588

大分県別府市中央町7-8

TEL:0977-25-3311 FAX:0977-26-2232

URL:<http://www.beppu-cci.or.jp/>

E-Mail:[webmaster@beppu-cci.or.jp](mailto:webmaster@beppu-cci.or.jp)

# 「Go To Eat 食事券発行事業」 食事券取扱店舗登録のご案内



## Go To Eat とは

### Go To Eat とは?

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、飲食業界は甚大な影響を受けています。Go To Eatとは、感染予防対策に取り組みながら頑張っている飲食店と、食材を供給する農林水産業者を応援するものです。各地域の登録飲食店で使える、プレミアム付食事券を各都道府県等の単位で販売します。

プレミアム付食事券

食事券 販売開始・利用開始  
2020年11月 中旬予定

1セット **2,500円** お得!  
10,000円あたり

今回のキャンペーンに登録しているお店で使えるお食事券(おおいの味力食うぽん券)を発行します。お一人様あたり1回のご購入は、20,000円(2セット)までです。

大分県事務局 大分商工会議所がサポートします!

#### お問合せ

特設

Go To Eat(イート)キャンペーン  
大分県事務局 コールセンター  
TEL 097-536-5210

【営業時間】 平日 午前9:30~午後5:30

#### 参加申込

▶参加申請は同意書・申請書をFAXにてお送りください

FAX 097-536-2772

▶オンラインでの参加申込はこちら

<https://oita-gotoeat.com>



▶郵送での参加申込はこちら

〒870-0023 大分市長浜町3-15-19 大分商工会議所ビル4階

Go To Eat(イート)キャンペーン  
大分県事務局 大分商工会議所

(事故防止のため、簡易書留等、郵便物が追跡できる方法での送付について、ご協力をお願いいたします)

#### 参加店募集期間

2020年10月12日(月)10:00 ▶ 2021年2月28日(日) 予定  
10月31日(土)までの登録申請で11月中旬からの利用開始可能となります。

当所と包括連携協定を締結している大分県信用組合様が作成した「がんばろう!おおいの味力 新型コロナウイルス感染症 対策マニュアル」の受領セレモニーを10月14日(水)に開催いたしました。本マニュアルの寄贈は、上記協定の一環として行われ、当日は、大分県信用組合 吉野一彦理事長より当所 西謙二会頭に寄贈いただきました。本マニュアルは、感染要因や感染症にかかる行動基準、発症した場合の対応、感染したかもしれないと思った場合の相談の目安、消毒方法等、新型コロナウイルス感染症に関する情報をふんだんに盛り込んでおり、中小企業者へのBCP(事業継続計画)の支援に活用できるものとなっております。

## 新型コロナウイルス 感染症対策マニュアル 受領セレモニー開催



なお、寄贈いただいたマニュアルについては、当所受付にて配布させていただきますので、ご入用の方は当所までお越しください。ようお願ひいたします。  
注 部数に限りがございますので、お早めにお越しください。

# 対象飲食店

## ▶対象飲食店

日本標準産業分類の「76 飲食店」であって食品衛生法第52 条第1項の許可を受けている飲食店

ただし、次の飲食店等は対象となりません。

### ・客への接待・遊興などを伴う飲食店

キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、ホストクラブ、スナック・料亭（接待を伴うもの）は対象外  
※風営法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する飲食店

### ・店内飲食をメインとしないもの

宅配ピザ店などのデリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗（キッチンカー）、カラオケなど  
他のサービスの提供を主とする店舗など

### ・カラオケを使用するスナック・酒場など

### ・イートインを有するパン屋、コンビニ、スーパーなど

\* 風俗営業法の許可を保有している飲食店であっても、同店が、臨時に外から呼んできた者のみに接待をさせる営業を営んでおり、かつ、Go To Eatキャンペーンに参加している間は、食事券の利用者かどうかに関わらず利用客に対して接待飲食等営業を行わない店である場合は、対象となります。

## ▶対象飲食店及び対象外飲食店の例

### 対象飲食店



食堂



レストラン



そば・うどん屋



専門料理店(中華料理など)



寿司屋



喫茶店



居酒屋



オーセンティックバー

### 対象外飲食店



デリバリー専門店



キッチンカー



カラオケボックス



キャバクラ



ホストクラブ



コンビニ

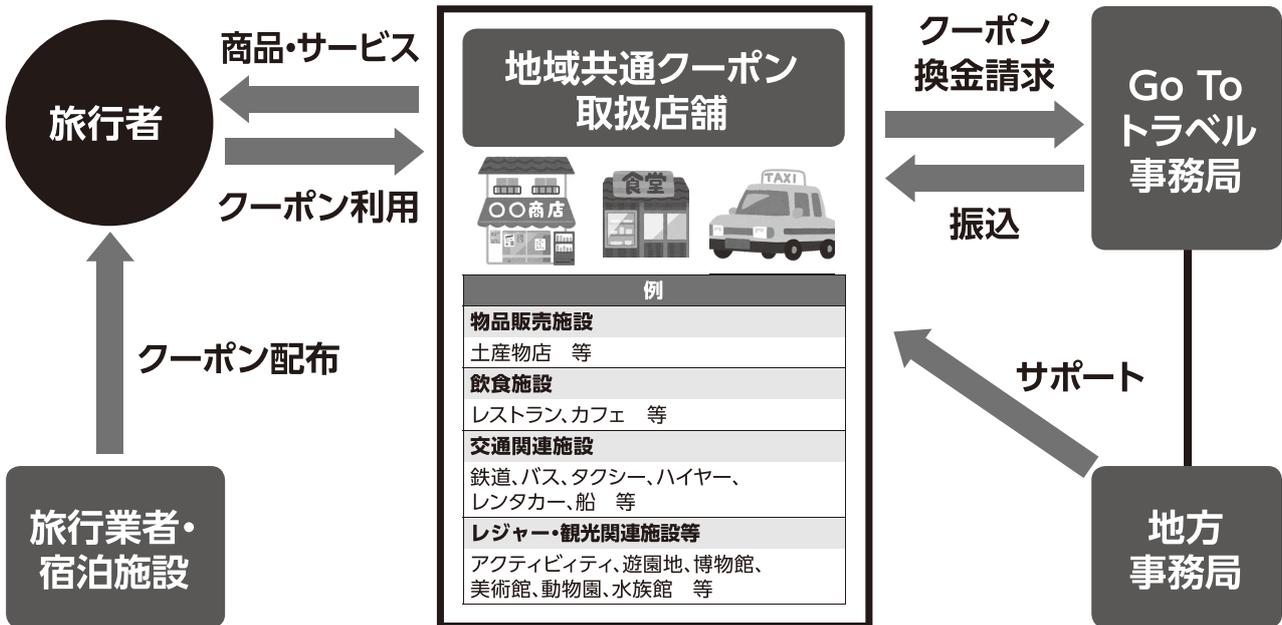


イートイン付きパン屋

# 「Go To トラベル事業」 地域共通クーポン取扱店舗登録のご案内

## Go To トラベルとは

Go To トラベルとは、宿泊・日帰り国内旅行の代金総額の1/2相当額(1人1泊あたり2万円が上限)を国が支援する事業です。支援額の内、70%は旅行代金の割引、30%は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます。(例えば、2万円の旅行商品であれば、7千円の旅行代金の割引、3千円の地域共通クーポンを受けられます。)



## 地域共通クーポンとは

旅行先の都道府県とその隣接都道府県において、旅行期間中に限って、Go To トラベル事務局の登録を受けた地域共通クーポン取扱店舗で使用できるクーポンです。

- 1枚1,000円単位で発行する商品券で、お釣りは出ません。
- 事務局で発行し、旅行者が旅行・宿泊商品を購入した**旅行者**や**宿泊事業者**より配布していただきます。

地域共通クーポンは紙クーポンと電子クーポンの2種類ございます。  
取り扱うクーポンはお選びいただけます。(両方お選びいただくこともできます)

### 1.紙クーポン

券種: 1,000円



### 2.電子クーポン

券種: 1,000円、2,000円、5,000円



※電子クーポン取扱の準備は、登録完了後に提供されるQRコードを置くのみ。一定の通信環境下では、特設の設備は不要です。

## 申請方法

- 申請は、4つの様式 (①登録申請書、②登録希望店舗リスト、③参加同意書、④口座確認書) にご記入いただき、⑤口座情報が確認できる書類 (通帳の写し等)、⑥国内で事業を行っていることの公的証明書類 (確定申告書、納税証明書等) を添付して、提出いただきます。
- オンライン申請・様式のダウンロードは下記アドレスまたはQRコードから↓  
<https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/>
- 郵送での申請をご希望で、申請書類の様式が必要な場合は、Go To トラベル事務局コールセンターへご連絡ください。



## 主な参加条件

- 感染症拡大防止策に係る以下の責務等を果たし、感染拡大防止策を徹底する者であること。
  - ・業種別感染症対策ガイドラインを遵守すること。
  - ・ガイドラインを遵守している旨をポスターに記入し店頭などの旅行者から見えやすい場所に掲示する等により対外的に公表すること。
  - ・行政からの要請 (営業自粛要請・時短営業要請等) に従うこと。
  - ・従業員や旅行者等に感染症が出たことを把握した場合、その状況を遅滞なく事務局に報告すること。
  - ・その他、観光庁が実施する感染症対策等に協力すること。
- Go To Eat事業の対象となる「飲食店」については、同事業の登録を受けていること。

こちらから地域事務局をご案内させていただきます。  
その他、お困りの場合はお気軽にお問い合わせください。

●お問い合わせ先

**Go To トラベル事務局コールセンター**

(受付時間10時~19時 ※年中無休)



**0570-017-345**  
**03-6747-3986**





新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主の方、是非ご相談にお越しください。

# 各種補助金・給付金・税務関係の 無料 個別相談会



**要予約**

中小企業診断士、税理士が相談に応じます！

[中小企業診断士]

持続化補助金、持続化給付金、家賃支援給付金等、各種制度の内容や申請の仕方について

[税理士]

納税猶予、納付期限の延長、欠損金の繰戻し還付、固定資産税の軽減等について

## ■日時

令和2年**9月～12月**

●中小企業診断士による相談会  
(毎週月曜日・金曜日)

●税理士による相談会  
(毎週水曜日)

相談時間 ※1日5回入替制

- ① 9:00 ~ 10:30
- ② 10:30 ~ 12:00
- ③ 13:00 ~ 14:30
- ④ 14:30 ~ 16:00
- ⑤ 16:00 ~ 17:00

## ■会場

別府商工会議所 3階小会議室  
別府市中央町7-8

※駐車場は数に限りがあります。満車の場合はお近くの  
コインパーキングをご利用ください。

## ■詳細

**対象：事業主、担当社員等**

**費用：無料**

**定員：事前予約制、先着順（1日あたり5社）**

- ▶一度に複数回の予約はできません。  
相談が終了してから次の予約を受付ます。
- ▶あらかじめ相談内容を整理してからお越し  
ください。
- ▶相談者の皆さまには「マスク着用」と  
「咳エチケット」にご協力ください。

## ■申込み

電話にてお申込みください。  
会社名、相談者の氏名をお聞きします。  
※お申込みいただいた際の情報は、各種連絡、情報提供  
のみに使用させていただきます。

## ■問合せ

別府商工会議所 中小企業相談所（小野・井元）  
**☎0977-25-3311**

## 相談会カレンダー

- 中小企業診断士による相談会
- 税理士による相談会

### 9月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

### 10月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

### 11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

### 12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

# 令和3年度課税分 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 固定資産税・都市計画税の軽減について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、事業収入が一定以上減少している中小事業者等に対して軽減します。

**対象者** 中小事業者等（ただし大企業の子会社等は除く）

**軽減割合** 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の合計額が前年の同期間と比較して、

30%以上50%未満減少している場合 . . . . . 2分の1軽減

50%以上減少している場合 . . . . . 全額軽減

**対象となる固定資産** 令和3年1月1日現在において、中小事業者等が所有する事業用家屋と償却資産

※ 土地は軽減の対象外です。

※ 個人が所有する居住用の家屋は対象外です。

※ 事業用と居住用が一体の家屋の場合、事業に供している床面積に応じた部分が対象です。

※ 事業用家屋の所有者が、中小事業者等ではなく、個人（会社の経営者等）である場合は軽減の対象外です。一方で、個人（会社の経営者等）が所有する事業用家屋を「個人事業主」として会社へ貸し付けている場合、個人事業主の貸し付け事業収入が減少要件等を満たせば軽減の対象となり得ます。

**対象年度** 令和3年度分の課税に限定されます。

**申告手続き** ※ 事前に認定経営革新等支援機関等へ申告書を提出し、要件を満たしていることの確認依頼を行ってください。支援機関等の確認を受けた後に別府市へ申告ができます。

**市への申告書の提出期間** 令和3年1月4日（月）から令和3年2月1日（月）まで

・ 認定経営革新等支援機関等に確認を受けた後、別府市へ申告してください。

・ 償却資産を所有されている方は、毎年行う償却資産の申告と同時に軽減の申告を行ってください。

・ 申告期限を過ぎた場合、軽減の適用を受けることができなくなる恐れがありますので、必ず期限内に申告してください。

※ 詳細は別府市のホームページをご確認ください。

別府市ホームページ → 生活 → 健康・医療 → 感染症・難病等 →  
新型コロナウイルスに関する情報まとめ

# 新型コロナウイルス接触確認アプリ 「COCOA」をインストールしましょう

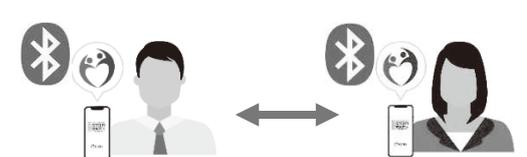
新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができる、厚生労働省開発のスマートフォンアプリです。

陽性者と接触した可能性がわかることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大防止につながることを期待されます。

○本アプリは、利用者本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いにわからないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

**1メートル以内、15分以上の接触した可能性**



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはではありません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません

※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します  
 ※記録は14日経過後に無効となります  
 ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません  
 ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

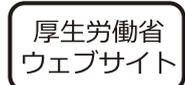
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



▼問合せ  
別府商工会議所  
ジョブカフェおおいた  
(0977・27・5988)



▼対象者・おおむね49歳以下の求職者(学生含む)とその家族。  
※予約がなくてもご相談いただけますが、予約された方を優先致します。

▼日時・11月11日(水)  
午後1時〜午後4時  
▼場所・市役所5階大会議室  
▼日時・11月19日(木)  
午後1時半〜午後4時半  
▼場所・ハローワーク別府2階会議室

## ジョブカフェおおいた別府サテライト 出張相談会を開催 参加費は無料

別府サテライトでは、就職相談や企業情報、就職支援情報の提供を行うため、毎月市役所とハローワークにて、出張相談会を開催しています。参加費は無料。11月の開催は次のとおり。

### ◆無料相談会のお知らせ

当所では、税務や法律上の問題に対して、税理士や弁護士がアドバイスを行う相談会を実施しています。問い合わせは、中小企業相談所(25)3311まで

### ◆法律相談

日時 毎月第3水曜日

14:00〜16:00(要予約)

場所 別府商工会議所 会議室

内容 商売上の債権回収や契約トラブルなどに関する相談

相談料 無料(1組30分)

### ◆税務相談

日時 随時(要予約)

場所 本所提携税理士事務所

相談料 無料

### ◆メルマガ登録のご案内

当所では、会議所事業や各種制度、施策、セミナーなどタイムリーな情報提供を目的に月に2回(原則1日と15日)「メルマガジン」を配信しています。配信を希望される事業所は、

「webmaster@heppu-cci.or.jp」まで、件名に「メルマガジン

配信希望」と記載し送付ください。

いただいたメールアドレスは、当所からの事業案内にあたってのメール配信のみ使用します。